

平成30年 2月28日

建設事業者 様

岡崎市長 内田康宏

平成30年度の岡崎市工事請負契約約款改正について（通知）

平素は、本市の入札・契約制度に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

建設業界の持続的な発展とその発展に必要な人材確保のため、国等の取組みを踏まえて、平成30年4月1日付けで岡崎市工事請負契約約款（以下、「工事約款」）を改正いたしますので、下記のとおり通知します。

記

1 今回の主な改正箇所

(1) 一次下請業者に対する社会保険等（※）の未加入対策

※ 社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険を示します。

(2) 契約締結後の「請負代金内訳書」（法定福利費記載）の提出

2 対象

平成30年4月1日以降に契約する建設工事すべて

3 一次下請業者に対する社会保険等の未加入対策

(1) 趣旨

建設産業においては、下請業者を中心に、社会保険等について法定福利費を適正に負担しない業者（社会保険未加入業者）が存在し、労働者の医療や年金等の公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して、適正に法定福利費を負担する業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じています。

このため、国土交通省においては、平成24年度から関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めており、本市においても、対策を実施するものです。

(2) 概要

- ・ 建設業許可を有する業者のうち、社会保険等に未加入の業者を一次下請とすることは、原則できません。
- ・ 申請により、「特別な事情」が認められる場合は、社会保険等に未加入の建設業許可業者を一次下請とすることが可能です。この場合、原則30日以内に、当該一次下請業者が社会保険等に参加することが承認の条件となります。その際は、30日以内に、当該一次下請業者が社会保険等に参加するよう指導いただき、確認書類を工事監督職員に提

出してください。

【社会保険等の加入状況確認書類】

健康保険又は厚生年金	雇用保険
<p>①～⑤のいずれかの書類</p> <p>①直近1月分の社会保険料の領収書の写し</p> <p>②健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合の保険料の領収書及び厚生年金保険の領収書の写し</p> <p>③標準報酬月額決定通知書の写し</p> <p>④社会保険料納入証明書</p> <p>&lt;納入実績がない場合&gt;</p> <p>⑤健康保険・厚生年金新規適用届（事業主控）の写し</p>	<p>①～③のいずれかの書類</p> <p>①労働保険概算保険料申告書（事業主控）の写し及び次のア又はイの書類</p> <p>ア 直近の雇用保険料の領収書の写し（分割納付の場合は直近の1回分）</p> <p>イ 公共職業安定所の発行する労働保険概算保険料の納入証明書</p> <p>②新規事業者の場合は、雇用保険適用事業所設置届（事業主控）の写し</p> <p>※ 労働保険には「雇用保険」と「労災保険」があります。必ず「雇用保険」の加入状況がわかる書類を提出させてください。</p> <p>③労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険事務組合発行の保険料の領収書の写し</p>

- ・ 「特別な事情」とは、社会保険等に未加入の一次下請業者が特殊な技術や設備を有しているため、その一次下請業者がいなければ、当該工事の実施に支障がある等の事情をいいます。他の業者でも、当該工事の実施が可能な場合は、特別な事情として認められませんので、御注意ください。
- ・ 契約締結後、工事担当課に御提出いただく「工事施工体制台帳」で、社会保険等の加入状況を確認します。受注者におかれましては、一次下請を予定している業者と契約する際は、当該業者の社会保険等の加入状況を把握していただきますよう、よろしくお願ひします。
- ・ 特別な事情なく、社会保険等に未加入の一次下請業者と下請契約を

締結した場合は契約違反となり、場合によっては、受注者が入札参加停止措置の対象となることもありますので、御注意ください。

(3) 本市における社会保険等未加入業者対策

受注者（元請） 【実施済】	入札参加資格審査申請の必須条件となっています。
一次下請 【今回実施】	・ <u>建設業許可を有する業者のうち</u> 、社会保険等に未加入の業者を一次下請とすることは、原則できません。  ・ 契約締結後に工事担当課に提出いただく「工事施工体制台帳」で確認します。一次下請契約を締結する予定の業者の、社会保険等の加入状況を把握したうえで、下請契約をしてください。
二次下請 【未実施】	今回の改正を踏まえ、今後対応する予定です。

4 契約締結後の「請負代金内訳書」の提出について

(1) 趣旨

建設工事における受注者（元請）と下請間での見積りでは、国土交通省や各専門工業団体が、法定福利費（健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料）を明示した標準見積書の作成を推進しています。また、公共工事標準請負約款も、法定福利費を明示した内訳書の提出を義務とする形で、改正されました。この流れを受けて、本市においても、受注者や下請業者の社会保険加入をより一層促進するために、今回、契約締結後、各工事に係る法定福利費を明示した請負代金内訳書を提出していただく旨を、岡崎市工事請負契約約款に規定しました。

(2) 概要

- ・ 契約締結後、工事担当課に、「請負代金内訳書及び工程表」（岡崎市工事施工事務様式集様式14）を提出してください。別紙1が「請負代金内訳書」、別紙2が「工程表」です。
- ・ 提出していただく「請負代金内訳書」の内容は、設計書等に基づき、様式を適時修正して作成してください。記入内容は、費目単位での記載とし、金額の一式計上がなくなるレベルまで**詳細な内訳書を作成する必要はありません**。（入札時に作成した工事費内訳書の内容と同じでもかまいません）

なお、契約締結後に御提出いただく「請負代金内訳書」には、法定福利費を記述する欄があるため、御注意ください。該当工事で必要となる法定福利費を計算し、忘れずに記入してください。

※ 請負代金内訳書に記入した法定福利費は目安であり、受注者を拘束するものではありません。

「様式第14号 別紙1」

様式第14号別紙1

請負代金内訳書

名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
直接工事費						
工事価格計						法定福利費を記入してください。
消費税相当額						
請負代金額合計						

※ 工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額  
○○○円

(3) 法定福利費の計算

- ・ 工事の直接的な作業に従事する現場作業員（元請、下請共）に係る法定福利費の事業主負担分を計算してください。法定福利費の対象は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料です。
- ・ 法定福利費の基本的な計算方法は、

工事の労務費の総額×法定保険料率（事業主負担分）

です。

- ・ 労務費は、設計書上の作業員や世話役等の金額を合計したのになります。
- ・ 通常法定福利費は、各社の年間の賃金総額に、社会保険の法定保険料率を乗じて算出するため、各工事毎に積算することは非常に困難です。このことから、請負代金内訳書に記載する法定福利費は、各工事に計上されている労務費を賃金とみなして算出しています。
- ・ 労務費の算出が困難な場合は、工事業種や各社の実情に合わせた平均的な労務費の比率を使用して、算出してください。

例： 労務費＝工事価格×平均的な労務費比率

工事価格：¥3,240,000- 平均的な労務費比率：45%とすると、

労務費 = 3,240,000×45% = 1,458,000

- ・ 従来より、入札や見積作成の際に、自社の施工実績から労務費や法

定福利費を算出している場合は、その方法を用いてください。

- ・ 下請からの見積書に法定福利費が記載されている場合は、それを使用して算出することも可能です。

例：〇〇工事の法定福利費=下請A社見積に記載の法定福利費+下請B社見積に記載の法定福利費+・・・

- ・ 工事価格に含まれる法定福利費は、消費税の対象となるため、請負代金内訳書には、税込の金額を記載してください。
- ・ 請負代金内訳書の作成時に、下請企業の社会保険等の加入状況が不明な場合は、すべての下請企業が社会保険に加入しているものとして、法定福利費を算出してください。また、下請企業等への発注が未確定の場合は、自社施工するものとして、法定福利費を算出してください。
- ・ 健康保険の料率は、40歳以上になると介護保険料の料率が加算されるため、御注意ください。
- ・ 法定保険料率の料率は、都度、変更されます。所管の官庁等のホームページで確認できます。

保険の種類	ホームページ
健康保険	協会けんぽ（愛知県分） ※ 事業主負担分は全額の1/2です。
厚生年金保険	日本年金機構 ※ 事業主負担分は全額の1/2です。
雇用保険	厚生労働省

#### (4) 法定福利費の算出手順の例

あくまで例となります。法定福利費の算出は、各企業や工事の実態にあった方法で、算出してください。

##### (a) 労務費の総額を算出

例：〇〇工事の設計書の労務費を積み上げると、総額¥1,458,000-となる。

##### (b) 社会保険の法定保険料率を調査

例：〇〇工事は、現場での社員や職人の出入りが多く、作業員の年齢が確定できないため、すべて40歳以上の作業員が従事するものと仮定する。（料率は、平成30年2月現在）

- ・ 健康保険+介護保険：5.785%
- ・ 厚生年金保険：9.38%
- ・ 雇用保険：0.8%

・ 合計：  $5.785\% + 9.38\% + 0.8\% = 15.965\%$

(c) 法定福利費を算出

労務費×法定保険料率で算出する。

例：  $1,458,000 \times 15.965\% = 232,769$

よって、法定福利費を¥232,769-として、請負代金内訳書に記載する。

(担当：総務部契約課 審査契約係 電話0564-23-6720)